

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十五号  
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、有明海における  
 がさみの採捕について、次のとおり指示する。  
 令和三年三月十八日  
 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 田中 栄次  
 日本海・九州西広域漁業調整委員会による有明海がさみたも網その他すくい網の採捕禁止期間に係  
 る委員会指示

1 指示の内容

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百一十号）第二  
 条第一項に規定する有明海において、令和三年六月一日から同月十五日までの間は、たも網その他  
 のすくい網によりがさみを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十六号  
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろま  
 ぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年三月十八日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 田中 栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
 (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないもの  
 をいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2) 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五百五十二条第二項及  
 び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。

(3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域におつてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐ  
 ろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告

遊漁者は、日本海・九州西海域におつてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したく  
 ろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管  
 理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

(1) 採捕した者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在  
 地）、電話番号及び電子メールアドレス

(2) 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び総重量

(3) 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日

(4) 採捕した海域

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるといふこととする。

諸 事 項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、  
 次のとおり公告する。  
 令和3年4月28日

種 別	実施時期	区 域	摘 要
基礎地図情報	令和2年 全国		国土交通大臣 赤羽 一嘉
・ 測量の基準点			
・ 海岸線			
・ 行政区画の境界線及び代表点			
・ 道路線			
・ 軌道の中心線			
・ 標高点			
・ 水涯線			
・ 建築物の外周線			
・ 市町村の町若しくは字の境界線及び代表点			
・ 街区の境界線及び代表点			

※備考 地図の提供開始日 令和3年4月30日

上記の基礎地図情報は、測量法第27条2項及び地理空間情報活用推進基本法第18条2項に基づき、  
 インターネットによる無償提供を行う。

破産手続開始及び免責許可申  
 立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続  
 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び  
 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にと  
 の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和3年（ワ）第1879号

長野県岡谷市1870—7

債務者 今井 康雄

1 決定年月日時 令和3年4月14日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 谷口 博彦

4 破産債権の届出期間 令和3年5月12日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
 取・計算報告・免責審尋の期日 令和3年6月  
 11日午前10時

6 免責意見申述期間 令和3年6月11日まで

令和3年（ワ）第1951号 東京地方裁判所民事第20部

東京都狛江市狛方3丁目25—18—105

債務者 欠ヶ瀬 勇

1 決定年月日時 令和3年4月14日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 余郷 浩

4 破産債権の届出期間 令和3年5月12日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
 取・計算報告・免責審尋の期日 令和3年6月  
 11日午前10時30分

6 免責意見申述期間 令和3年6月11日まで

東京地方裁判所民事第20部